

平成26年第3回与論町議会臨時会

会 議 録

平成26年11月25日

与 論 町 議 会

平成26年第3回与論町議会臨時会会議録

平成26年11月25日（火曜日）午後3時23分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第52号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第53号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）

第5 議案第54号 平成26年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

第6 議案第55号 ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結について

2 出席議員（9人）

1番 林 敏 治 君

2番 高 田 豊 繁 君

3番 町 俊 策 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 供 利 泰 伸 君

7番 野 口 靖 夫 君

8番 麓 才 良 君

10番 大 田 英 勝 君

3 欠席議員（1人）

欠員（0人）

9番 福 地 元一郎 君

4 地方自治法第121条による出席者（5人）

町 長 南 政 吾 君

副 町 長 川 上 政 雄 君

総務企画課長 沖 野 一 雄 君

商工観光課長 富士川 浩 康 君

水道課長 末 原 丈 忠 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君

係 長 川 上 嘉 久 君

開会 午後3時23分

○**議長（大田英勝君）** ただいまから、平成26年第3回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----
日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（大田英勝君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番 林 敏治君、7番 野口靖夫君を指名します。

----- ○ -----
日程第2 会期の決定

○**議長（大田英勝君）** 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----
日程第3 議案第52号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**議長（大田英勝君）** 日程第3、議案第52号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（南 政吾君）** 議案第52号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本町一般職員の給料月額、通勤手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるため、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○**議長（大田英勝君）** 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

○**議長（大田英勝君）** 質疑はありませんか。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（大田英勝君）** これで質疑を終わります。

○**議長（大田英勝君）** お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第53号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第53号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入としまして、県委託金32万6千円を増額している一方、国庫補助金4万5千円、国庫委託金20万2千円、基金繰入金で財政調整基金繰入金516万5千円を減額しております。

次に、歳出といたしまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の期末・勤勉手当を精査し508万6千円減額しております。

歳入歳出予算からそれぞれ508万6千円を減額し、一般会計予算総額42億520万9千円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 歳出で、児童福祉の238万5千円が減になっている内容についての説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、今回の補正は全て国の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に伴って与論町でも、期末・勤勉手当を精査した結果として予算を計上してあります。ただいまの御質問の民生費の児童福祉費については、勤勉手当、期末手当関係の調整という形で計上させていただきました。基本的には、増えるのが当たり前ですが、当初予算で計上した額を調整した結果ということであります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決
します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成26年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、
原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 平成26年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第54号、平成26年度与論町水道事業会計補正予
算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第54号、平成26年度与論町水道事業会計補正予算（第1
号）について提案理由を申し上げます。

平成26年度地方公営企業会計制度の改正及び平成26年度人事院勧告に基づく給
与改定に伴い、特別損失の過年度損益修正損から営業費用にある人件費へ予算組換え
を行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし
ます。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第54号は、会議規則第39条第2項の規定
によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、平成26年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を

採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号、平成26年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結について

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第55号、ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第55号、ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

ビーチクリーナー一式購入について、物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 質疑はありませんか。7番。

○7番（野口靖夫君） ビーチクリーナーの購入契約に関して、その交渉経緯についてお聞きいたします。JAから購入するということであるが、与論町のJAにはこの機材はないと思います。中継という形でどこかの業者からこの製品をJAあまみがり寄せ、本町に売るということになっていると思います。JAの方からこの話は持ち出してきたのか。また、必要だから町の方からJAにこの機材を購入したいと申し出をしたのか。どちらが先に申し出たのかについてお聞きしたい。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 入札を行う前に指名委員会を持ちます。島内の業者を3者ほど選定して入札をしております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 本町が必要だから指名委員会を行って指名競争入札を行ったということですね。このビーチクリーナーがだめだということを言っているのではないのです。今回でこの機材を購入するのは3回目ですね。担当課長、一番大切なことは、わが島は観光で潤わさなければならない。だから、海岸の清掃は徹底してやってほしい。だから、ビーチクリーナーが欲しいということはわかっていますが、購入した機材を本当に大事にして作業しているのかということ時々疑問に思っています。1,400万円もする高価な機材を購入するわけです。与論町民の財産にもなるわけです。だから、こういう貴重な財産を立派に使って島の観光振興発展のために使うことはいいことです。問題は購入した機材をいかに長持ちさせて有効に使っていくかとい

うことです。議会で、議会報告会をしたときも町民からもそのような意見がありました。機材を購入したときや町で造った施設というものは立派に管理運営すべきだと。大金久にもコテージが建っています。造った以上は立派に管理運営すると思いますが、町民はいかに立派に管理運営しているかということを見ているのです。ビーチクリーナーを購入して、どのような管理運営を行うのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。購入に当たっては、奄振の補助金の関係で商工観光課が入札を行ったわけですが、現在、海岸の清掃については環境課が行っています。そのため、今回の機種選定等に当たっては、観光課と環境課の現場で作業をされる方々と協議いたしました。今まで、ビーチクリーナーで作業をするときには、砂の中に入っている石も一緒に取る関係で、ピンがよく折れるという状況で、その維持管理で費用がかかるということがありました。今回この反省を踏まえてすぐビーチクリーナーを走らせるのではなく、その前に、リッパーで引いて大きな石を人力で取り、運搬車で運ぶということを考えています。その後にはビーチクリーナーで細かいごみを取ることを考えています。いかにして機材を長持ちさせるかということも考えて機種選定をしています。作業方法、維持管理については、操作する人の意識の問題でもありますので、環境課と十分注意しながら進めていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今課長が言われたことを、実践することなのです。一番大切なことは、ここで答弁することは簡単なのです。それを実践することが難しいので、環境課の職員とか観光課の職員が一つの財産を共有するのですから、大事にメンテナンスをしっかりと、維持管理していくことをお互い話し合って進めていただきたい。与論島の観光振興のために、この機材を最大限活用して立派に長く使えるようにしていただきたいということを申し上げているのです。どうですか副町長。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 野口議員がおっしゃられたことを肝に銘じながら職員間で十分注意して、大事にして、使用させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、前に購入した機材の欠点を、いろいろな角度から聞いたり調べたりしていたわけですが、今回は、機材を選定する前に職員を派遣して実際に作業を見た上で決定しておりますので、今後は立派に役目を果たせる機材を購入できると考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の7番議員の質問は、前回の購入の時にも同じようなことを延べられていたのを覚えています。海浜清掃でさんごのかけらや貝のかけらも、一緒に掃くような形で回収して、浜の奥の方へ野積みしてありましたが、きちんと選別するような形になっていますか。どうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 環境課とも協議してどのようにするのか、これまでの反省、野積みしたままの状態ではなくて、どうしたらいいかということをお互いに協議し

て進めたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ビーチクリーナーの走った後は、きれいにほうきで掃いたようになっていて、本来あるべきさんごのかけらとか貝殻も全て掃き掃除したようになっていたのだけれど、それが改善された機械になっていますか。ごみだけ拾う機械になっていますか。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 最終的にはある程度のさんごのかけらも取るような方式になっています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そのことで苦情がきているわけですよ。掃除をしているのか、さんごのかけらを集めているのか。そこは機械の機能上、極めて難しいとは思いますが。メーカー、商品名は何ですか。もしよろしければ教えてください。製造会社でもいいですよ。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 本体のメーカーは、ヤンマー、クボタ、イセキの日本製であります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本体が問題ではなくて、ごみを集めたりするオプションの機械の機能が、どうなるかが一番問題になると思うのです。この金額の内訳として、主にオプション価格やオプション装備品とかオプションのいろんな種類があると思いますが、その選定はどういう方法でされたのか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） このビーチクリーナーの選定に当たっては、メーカーがフソーとヤンマーの組み合わせとかアメリカ式でクボタと提携しているメーカーの中から、同等のものを導入しようということで選定いたしました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前回ビーチクリーナーを購入した年月日、使用できなくなった年は何年の何月ですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 資料がないためわかりません。環境課にも聞いてから報告いたします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 機材とか町有資産は、使えなくなったとしても与論町の財産なわけですよ。使えなくなった後どういう処分の仕方をしていきますか。この古くなって使えなくなった機材はどこにありますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 環境課で保管しているので私にはわかりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 使えなくなった物でもスクラップなり、いろんな形で町の財政に

貢献することもできるわけです。むやみやたらで、どういう処分をされているのかもわからない。一定の手続きをとって、きちんと処分して、歳入の助けになるようにする。このようなことではかなりずさんだと見受けられるので、どのように処分しているのか後で議会に報告をお願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 現在、ビーチクリーナーは処分しておりません。倉庫に保管してありますので、今後どのようにするかということは、後日報告したいと思います。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第55号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号、ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、ビーチクリーナー一式購入に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

----- ○ -----

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後3時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 野口靖夫